

定期監査報告書

地方自治法199条第1項及び第4項の規程に基づき、財務に関する事務の執行について、次の通り監査を実施した。

第1 監査の概要

1. 監査の期間

平成23年11月7日から平成23年11月15日まで

2. 監査の対象

平成23年度予算の執行状況について（繰越明許事業予算も含む）。

財政援助団体への補助金の交付手続きが規程に則り適正に実施されているかについて、各課より財政援助団体を抽出し監査を行った。

対象となった担当課及び抽出団体は以下のとおりである。

企画財政課－町女性団体連絡協議会

総務課－町行政区自治会長会

介護支援課－町老人クラブ連合会

福祉課－町母子寡婦福祉会

教育総務課－町人材育成会

学校教育課－町地域ぐるみ学力向上対策協議会

産業課－町生活研究会

生涯学習課－町婦人連合会、町文化協会、町ゲートボール連合会

ニシバル歴史の会

3. 監査の範囲

平成23年度(平成23年9月30日現在)における、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているか、また財政援助団体への補助金交付手続きが規程通り行われ、担当課として適正に管理しているか、を主眼として監査を実施した。

4. 監査の手続き

監査の対象とした事業について、関係書類等の提出を求め、各所属長から監査時点までの所管事務事業等の説明を受け質問、資料の確認等により監査を実施した。

第2 監査の結果と意見

1. 監査の結果、繰越明許事業の予算執行については、概ね適正に執行されていると

認められた。

ただ、さとうきび振興事業については前年の定期監査で執行率の低さを指摘したが、本年度も執行率が19.5%（9月30日現在）となっていたため、経緯を担当課に詳細に質問した。問題は委託事務を行っている自治会にあると思われることから自治会への委託事務について意見を記述する。

財政援助団体への補助金の交付については、手続きは概ね適正であると認められた。町婦人連合会補助金と町人材育成会補助金については補助金交付の手続きとは別に、該当団体の事業について担当課としての指導・管理についての意見を記述する。

(1) 町婦人連合会

町婦人連合会は、会長が当該団体の休会届を各方面に提出するなど不可解な行動があったことは西原町では周知の事実である。

町がこれまで多額の補助金（今年度は1,624,000円）を支出していた団体であることを考慮すれば、看過できない問題である。

他にも町が補助金を支出している任意団体があることから、今回だけの特殊な問題とせず、財政援助団体に起こり得る問題として捉えた方がよいと考え、この報告書に記載することにした。

まず一連の動きについて担当課からの聞き取りと提出書類で概ね把握している事実を記述する。

○ 平成23年5月14日 婦人連合会総会開催

○ 平成23年9月30日 休会届を婦人連合会会長が各方面へ送付。この文書で役員総辞職の報告がされている。

この間、平成23年5月27日に補助事業実績報告書は提出されている。補助金交付申請も同日提出されている。

○ 西原町からは補助金決定通知書は平成23年11月15日までの時点で出されていない。

担当課である生涯学習課によれば、会としての活動に不安定な様子が見受けられたことから、6月開催予定の臨時総会まで交付決定を延ばした、ということである。

○ 提出日は空白であるが「平成23年度実績報告及び補助金変更交付申請書について」が、平成23年10月3日受付されている。

この際に平成23年4月から9月までの活動報告、収支決算書等が添付されている。この間の活動で支出した金額相当額を補助金としての交付申請している。

以上が経緯である。

問題点は多くあると考えられるが、ここではまず下記の点を列挙する。

- ① 役員総辞職となっているが、今回の事案は「西原町補助金の交付に関する規則」第5条（変更申請等）補助事業の廃止に該当すると思われる。
この場合、補助事業廃止申請書を提出しなければならないが、提出はされていない。規則で廃止に該当することから、今回は休会ではなく解散になると思われる。
- ② 休会の理由として婦人会が5支部から1支部になったことを挙げている。
5月27日には総会を開催しており、総会議案書によれば婦人は22支部あるが会長名が記載された婦人は5支部に過ぎない。5支部だけで連合会を組織していたことになる。
- ③ 9月30日までの収支報告書が提出されており、予算執行をした旨の記載になっている。
ただし、この収支決算書も総会あるいは役員会の承認決議を受けた形跡がこの文書で確認できない。

以下監査の意見を述べる。

上記の事実及びこの間の経緯から、今年度においては婦人連合会が総会及び役員会を開催できる組織状態でなく、いわゆる組織としての体をなしていなかった、と判断せざるを得ない。

さて、財政援助団体がこのような状況に陥った場合、町としてはどう対応すればいいのか。

町の公金を支出していることをしっかり認識すべきである。担当課ではもっと早めに関わり、手続きを踏むよう指導すべきであったと思う。

残った現金の処理、上部団体である中部地区や県の婦人連合会への会費や報告、事務手続きなどの残務処理をどうするのか。

今後の処理事項や検討事項など抽出して対応することを望む。

「西原町婦人連合会会則」（以下「会則」とする）に目を通して、不備や条文に整合性がないことが分かり、「会則」そのものに婦人連合会の問題点が内在する余地があったことを指摘しておく。「会則」の不備については、参考までに後掲する。

法的制約がなく設立が容易な任意団体だからこそ会則は重要である。

今回、西原町婦人連合会は解散と捉えて、今後新たに西原町婦人連合会を結成する場合には、適正妥当な会則を制定するよう強く求める。

なお、婦人連合会に限らず、財政援助団体の規約制定及び変更等について

ては、町が積極的に助言し、統一性を図ることが望ましい。

(2) 西原町人材育成会

補助金交付の手続きは適正であるが、貸付金の滞納額が27,995,787円(平成23年3月31日)、滞納者数49名となっているため、学資の貸与から回収に至る手続きが規程通り実施されているか、担当課としての把握状況を聞き取りと提出文書により監査した。

「学資金貸費生募集要項」によれば、申請時に連帯保証人として保護者と保護者以外の第3者の2名を立てることになっている。

さらに、貸与期間が終了した時点で「学資資金借用証書」で保護者と保護者以外の第3者の連帯保証人を必要としている。

上記両規程とも、いつ開始されたのか資料がなく不明である。

過去において、第3者の連帯保証人が実行されているか資料を提出してもらった結果、平成20年以降の学資貸与については、募集時・貸付終了時とも第3者連帯保証人をたてているが、それ以前については募集時・貸付終了時とも第3者連帯保証人がないケース、募集時には第3者連帯保証人があるが、貸付終了時には第3者連帯保証人がないケース、両方の時期とも第3者連帯保証人がないケースなどがあつた。

学資貸与制度で多額の滞納額が発生し、放置することはこの制度の趣旨に反すること、また、この制度そのものの維持に影響が出ると思われる。

連帯保証人への連絡など早めに滞納者への折衝を行うことを要望する。

(3) さとうきび新植更新補助金の未執行

主な要因として、申請書が全て上がった時点で補助金交付を一括で交付する事務処理にある。速やかな申請者への補助金交付ができるように改善すべきである。

さとうきび新植更新補助金は、申請した農家に補助金を交付する制度である。実務上の手続きでは、自治会長が取りまとめて産業課に提出することになっている。

本年について言えば、平成23年2月15日に「さとうきび春植に関する申請書類について」の文書が各自治会長宛に送付されている。

この文書の中で、春植する農家を取りまとめて、「さとうきび古株更新奨励補助申請書」を平成23年4月15日までに提出するよう明記している。一部の自治会長からこの申請書の提出が期限までにされていない。このことも、予算執行が遅れている要因にもなっている。

西原町事務委託要綱第3条(委託事務)別表により、「さとうきび古株更新に関する事」は自治会への委託事項であり、担当課は、委託事務を期限までに実施するよう自治会長に指導すべきである。

また、「広報にしはら」等を通じて農家に対して、当該補助金制度の周知徹底を図るなど、補助金の農家への速やかな交付に向けての努力をお願いしたい。

参考

1. 定期監査で取り上げた事業

(1) 繰越明許とした事業のうち9月30日時点で執行率が50%以下の事業

所属課	事業	節・内容	予算現額 (円)
福祉課	坂田保育所運営事業	修繕費	1,031,000
福祉課	児童館事務運営事業	日除けテント設置工事費	285,000
教育総務課	町立中学校運営事業	西原中渡り廊下設計管理業務委託	268,000
健康推進課	高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業	高齢者肺炎球菌ワクチン接種事業	16,941,000
都市整備課	都市計画事務運営事業	計画策定等委託料	4,169,000

(2) 平成23年度事業から抽出した事業

所属課	事業	節・内容	予算現額 (円)
産業課	さとうきび振興事業	さとうきび新植更新補助金	1,260,000

(3) 各財政援助団体

所属課	財政援助団体
企画財政課	女性団体連絡協議会
総務課	行政自治会長会
介護支援課	町老人クラブ連合会
福祉課	町母子寡婦福祉会
教育総務課	町人材育成会
学校教育課	町地域ぐるみ学力向上対策協議会
産業課	町生活研究会
生涯学習課	町婦人連合会、
	町文化協会
	町ゲートボール連合会、
	ニシバル歴史の会

2. 提出または提示を受けた書類と照合した法令等

- (平成22年度予算編成の状況)
- 平成23年度歳出予算説明別執行一覧 繰越明許
- 平成23年度歳出予算説明別執行一覧 19節・負担金、補助金及び交付金
- (平成23年度上半期 西原町財政事情書)
以上 企画財政課
- 西原町人材育成会学資貸与規程
- 西原町人材育成会大学(短大)学資金貸費生募集要項他提出書類ひな形
- 西原町人材育成会学資貸付及び償還状況(平成13年度から平成22年度)
- 西原町人材育成会学資金借用証書・償還計画書
以上教育総務 人材育成会
- 西原町事務委託要綱第3条(委託事務)別表
- 平成22年度さとうきび古株更新補助金申請書(春植)
- 西原町株出さとうきび更新奨励補助金交付規程
- 西原町事務委託要綱 第1条から第6条
以上 産業課

- 各財政援助団体について
補助事業実績報告書、補助金交付申請書から補助金交付決定書、支出命令書までの各文書 および添付書類である実績報告書・補助事業計画書・収支予算書、普通預金通帳(コピー)、総会資料等

3. 西原町婦人連合会「会則」の不備について参考までに以下列挙する

① 第3条 組織

「本会は西原町各支部の婦人会で組織し、既婚者及び26歳以上の婦人をもって会員とする。」

連合会を構成するのは婦人会であるとしながら後半で既婚者及び26歳以上の婦人をもって会員とすることは、文理上誤りである。

各婦人会の会長が婦人連合会を構成するのである。

組織として立ち行かなくなった要因はこの部分にもあると思う。

② 第6条 役員を選任方法

1項「会長は役員会で会員より選任し、総会で承認を得る」

2項「副会長、書記会計、専門部長、副部長は、会員より会長が選任する」

3項「代議員は、各小学校区の支部長より選任する」

会長と役員を選出の過程の前後が明確でない。1項での役員は旧役員で構成されているということを前提としているのだろうか。

また支部長の規程は「会則」にない。また誰がどのように選任するのか規程がないが、第15条で役員会の審議事項の中に「役員選出に関すること」とあることから、役員会で選任すると思われる。

会長の選出方法としては、こうした団体の場合には、各婦人会会長が役員会（通常は理事会と称する）を構成して、その理事の中から互選により連合会会長を選ぶのが一般的であり、民主的な手続きである。

この辺は、同じ西原町の任意団体である「西原町老人クラブ連合会」の会則が参考になる。

③ 第12条 支部長会

「支部長会及びその他の会議は会長が必要に応じて、召集することができる」

とあるが、「会則」のどこにも支部長会の規程はない。各婦人会会長のことを指していると推測するしかない。

以上列挙したが、組織として円滑な運営を阻む要因が会則の中に内包していたことがよくわかる。